

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の対応について

1、登園自粛要請における登園率について

令和2年3月2日市内小・中学校における臨時休校以降、各施設類型毎に登園率の調査を行った。

表1 登園率について (%)

類型／年月	3/2	4/6	4/13	4/20	4/27	5/11	5/25	6/5
認可保育所	80	79	28	22	22	29	34	67
幼稚園	31	7	2	2	2	3	4	23
認証保育所	78	66	20	15	13	12	22	65
認定こども園	51	22	9	7	8	10	10	35
地域型保育事業所	79	75	14	28	12	13	22	47

【参考】

- 令和2年4月7日 多摩市による認可保育所等への登園自粛要請
- 令和2年4月9日 緊急事態宣言における東京都知事による緊急事態措置
- 令和2年4月13日 都による休業要請を幼稚園へ通知
- 令和2年5月25日 国による緊急事態宣言解除
- 令和2年6月29日 多摩市による登園自粛要請解除の通知（7月1日より）

2、保育所等における利用者負担額の日割り計算等の実施について

(1) 特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第24条第2項に基づく、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44条）第58条に基づき、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、市が登園自粛要請や休園要請等を行い、保育の提供がなされなかった日数分を減算」する。

- 対象年月
令和2年4月1日～令和2年6月30日
- 対象件数

表2 認可保育所等の日割り件数 (件)

年月	件数
令和2年4月	811
令和2年5月	794
令和2年6月	444
計	2,049

※令和2年11月5日時点

(2) 認可外保育施設

都の「令和2年度新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助」を活用し、市が登園自粛要請や休園要請等を行い、保育が提供されなかったことに伴い、施設が保育料の一部を保護者に返還した場合に、施設に対して補助を実施する。

- 対象年月
令和2年4月1日～令和2年6月30日
- 対象件数

表3 認証保育所等の日割り件数 (件)

年月	件数
令和2年4月	381
令和2年5月	383
令和2年6月	374
計	1,138

※令和2年11月5日時点

3、令和二年度新型コロナウイルス感染症に係る幼稚園及び保育施設に対する通知一覧

日付	通知名	対象
4月7日	「新型コロナウイルス感染症に関する多摩市内保育所等の対応について（登園自粛のお願い）」	認可保育所等に通うお子さんの保護者
	「新型コロナウイルス感染症に関する多摩市内幼稚園等の対応について（登園自粛のお願い）」	幼稚園に通うお子さんの保護者
4月9日	「新型コロナウイルス感染症に関する多摩市内保育所等の対応について（登園自粛のお願い）」	認証保育所に通うお子さんの保護者
4月10日	「緊急事態宣言後の多摩市内保育所等の対応に伴う協力要請について」	保育所等に通うお子さんの保護者
	「緊急事態宣言後の多摩市内保育所等の対応について」	保育所等
4月13日	「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく多摩市内私立幼稚園への臨時休業要請について」	幼稚園
4月30日	「新型コロナウイルス感染症に伴う市内認可保育園等の登園自粛要請期」	保育所等

	間の延長について（施設管理者の方へ）」	
	「新型コロナウイルス感染症に伴う市内認可保育園等の登園自粛要請期間の延長に伴う保育所の規模縮小について（保育園等ご利用の方へ）」	保育所等に通うお子さんの保護者
5月8日	「新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う対応について」	幼稚園
5月26日	緊急事態宣言解除に伴う市内保育園等の今後のご利用について（保育園等ご利用の方へ）	保育所等に通うお子さんの保護者
5月26日	緊急事態宣言解除に伴う市内認可保育園等の今後の取り扱いについて（施設管理者の方へ）	保育所等
5月28日	新型コロナウイルス感染症対策における緊急事態宣言後の多摩市内私立幼稚園の対応について（幼稚園ご利用の方へ）	幼稚園に通うお子さんの保護者
5月28日	新型コロナウイルス感染症対策における緊急事態宣言解除後の対応について（通知）	幼稚園
6月29日	市内保育所等の登園自粛要請期間の終了について	保育所等に通うお子さんの保護者
6月29日	市内保育所等の登園自粛要請期間の終了について	保育所等